

5月は消費者月間です

消費者大会・パネル展開催!

毎年5月は消費者庁が主唱する消費者月間です。市では消費者トラブル事例のパネル展のほか、本年度は公正取引委員会から講師を招いて講演会を行います。

「安くてよい商品を買えるのはなぜ?」「こんなことが起こると暮らしが危ない!」「これまでにどんな事件があったの?」など、消費者の生活に密接に関連し、暮らしを豊かにする独占禁止法にも触れながら、一緒に消費の仕組みについて学んでみませんか?

消費者大会講演会

安くてよい商品を安心してえらべるしくみを学ぼう!

日 時	30(金) 13時30分～15時30分
場 所	りんくる(花川北6・1)
講 師	公正取引委員会 大島氏
定 員	20人(申込順)
申込期間	1(木)～23(金)
申込・問合せ	広聴・市民生活課 ☎72・3191



▲申込フォーム

パネル展

日 程	19(月)～30(金)の平日
場 所	市役所1階ロビー (花川北6・1)



知っておくと安心・便利な
買い物に関する知識を
お教えいたします!

石狩市消費生活センターが 令和6年度に受けた相談は335件

昨年度の相談件数は335件で、令和5年度と同じ件数でした。年代別では70歳代が90件と最も多く、次いで60歳代、80歳代以上と続きますが、10歳代から90歳代までの幅広い年齢層から相談が寄せられています。

上位5つの相談事例

1位 食料品	43件	健康食品(飲料)・サプリメント(ダイエット目的含む) など
1位 保健衛生品	43件	化粧品・シャンプー・育毛剤など
3位 商品一般	40件	迷惑(不審)電話・クレジットカードなど不正請求
4位 教養娯楽品	30件	趣味や嗜好品のネットショッピング、デジタル機器(パソコン・スマホ・Wi-Fi)購入などのトラブル
5位 土地・建物・設備	29件	賃貸住宅・住宅リフォーム・外構工事など

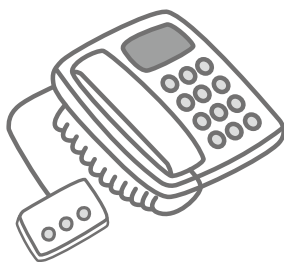
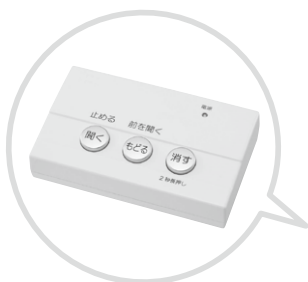
石狩市消費生活センター ☎75・2282 所 市役所1階 日 平日10時～16時
土・日・祝日は 消費者ホットライン188(局番なし) にご相談を!



特殊詐欺や
迷惑電話の

対策機器を 無料で貸し出します!

電話機に対策機器を接続することで、特殊詐欺の予兆電話や悪質業者からのしつこい勧誘など、迷惑電話を大幅に減らす効果があります。昨年の利用者アンケートでは、約9割の方がこの機器は有効と回答しています。



対策機器の機能

①着信時に「この電話は特殊詐欺対策のため録音しています」と警告音声を流します

②通話を自動録音します

※このほか、在宅中でも留守番電話に設定すると効果的です

安全
安心

接続イメージ

お使いの電話回線と電話機の間
に付属のコードで対策機器を接続するだけ!



【対象】市内在住の65歳以上の方
※1世帯に1台

【貸与期間】6年間
※期間終了後は無償譲渡可

【その他】

- 機器の利用に係る電気料などは自己負担
- 黒電話などは利用不可
- 電話回線がアナログ2線式であること
- 本機器は電話機用のため、ファクスや留守番電話機能付きの場合は、一部機能が制限されることがあります
- 貸与台数に限りがあるのでお問い合わせください

【申込期間】貸与台数に達し次第終了

【申込・問合せ】広聴・市民生活課
(市役所1階17番窓口)
☎72・3143

申請から設置までの流れ

広聴・市民生活課にある申請書(市HPからも入手可)と本人確認書類の写しを同課に提出(郵送も可)

※代理の方が申請する場合は委任状が必要



市役所から貸与決定通知書が届く



広聴・市民生活課で機器を受け取る



電話機に接続する

※取り付けに不安のある方はご相談ください



アンケートに答える